

特別養護老人ホーム アルテイル宮町

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人青葉福祉会が運営する特別養護老人ホームアルテイル宮町（以下「事業所」という）が行なう地域密着型施設サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自律的な日常生活を営むことができるよう支援することに努め、要介護状態にある利用者に指定地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 老人福祉法及び介護保険法の規定する基本理念に基づき、「乳幼児から終末まで」という生涯福祉理念の最終段階の施設として、「利用者個々人が、一人の尊厳ある人間として、生きがいのある生活が送れるよう援助する」とともに地域に居住する市民のため、宮町の地において、関係機関と連携して「地域福祉の拠点となる」ことを目指す。

(事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称は次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム アルテイル宮町
- 二 所在地 仙台市青葉区宮町一丁目4番47号

(職員の種類、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、及び勤務内容は次のとおりとする。

- 一 施設長(管理者) 1名
施設長は事業所の職員の管理及び事業に係わる業務の管理を一元的に行なう。
- 二 介護職員 10名以上
介護計画に基づき、利用者の生活機能の維持改善、日常生活の世話等の適切な介護サービスの提供を行なう。
- 三 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活相談、援助相談の対応、関係機関との連絡調整等サービス全般の適切な管理を行なう。
- 四 看護職員 1名以上
利用者の健康状態を把握し、健康保持及び生活機能の維持改善を行なう。

五 介護支援専門員 1名以上

介護計画の作成及び実施状況に対し、目的達成の把握を行ない、状況に応じた適切な対応を行なう。

六 医師 1名（嘱託）

利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業所の衛生管理等の指導を行う。

七 管理栄養士 1名以上

利用者の栄養や心身の状況及び思考を考慮した献立の作成及び栄養指導を行うとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

八 事務員 1名以上

事業所の庶務、及び会計事務に従事する。

九 機能訓練指導員 1名

利用者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

十 前項に定める者のほか、事業所運営上必要な職員を配置するものとする。

（事業所の営業時間）

第5条 事業所の営業日、営業時間は、1年を通し24時間とする。

（利用定員）

第6条 事業所の定員は29名とする。

2階南ユニット10名、2階北ユニット9名、3階南ユニット10名

（事業の内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

一 介護サービス

生活相談員及び介護職員は、利用者の心身の状況、生活環境及び個々の健康状態に応じた施設サービス計画を作成し、適切な介護技術を以てサービスを行なう。

二 機能回復訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、利用者が楽しみながら個別またはグループにて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持ができるようサービスを提供する。

三 健康管理

介護、看護職員は利用者の健康状態について常に注意をし、変化が生じた場

合には、速やかに嘱託医、医療機関、家族等に連絡し、適切な対応を行なう。

四 給食サービス

利用者のADLの状態や嗜好を考慮した食事献立を作成し、できる限り離床していただいて、共同生活室において在宅に近い時間に食事を提供する。また、行事食、選択食などの変化に富んだ食事の愉しみを提供するとともに、喜ばれる食事にするよう心がける。

五 相談及び援助サービス

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その希望に添って適切に相談に応じ、必要な助言、その他援助を積極的に実施する。

(利用料、その他の費用)

第8条 指定地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定受領サービスであるときはその1割、又は一定以上の所得のある方は2割又は3割を負担するものとする。

2 次に掲げる費用は全額利用者が負担するものとする。

- 一 食事の提供に要する費用で、別に定める「重要事項説明書」に掲げた費用
- 二 居住の提供に要する費用で、別に定める「重要事項説明書」に掲げた費用
- 三 特別な食事の提供に要する費用で、別に定める「重要事項説明書」に掲げた費用
- 四 立替金管理の提供に要する費用で、別に定める「重要事項説明書」に掲げた費用
- 五 日常生活上必要となる諸費用等で、別に定める「重要事項説明書」に掲げた費用

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 入居者は、次の事項を守り、共同生活の秩序を維持するよう努めなければならない。

- 一 身体及び身の回りを清潔に保ち、健康の維持増進に努めること。
- 二 ホーム内の器具及び物品の愛護に努めるとともに火災予防に努めること。
- 三 外出・外泊するときは、管理者に届け出ること。
- 四 その他、管理者及び職員の助言に従うこと。

(非常災害対策)

第10条 日頃より利用者の安全なサービス利用に心がけ、火災等の災害を未然に防ぐよう、防災計画に基づいて、定期的に避難、誘導、その他必要な訓練を実施し、防火管理に努める。

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

二 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行う

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 利用者に対する身体拘束等を実施する場合には、次の手続きを経なければならないものとする。

一 「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たしていることを「身体拘束廃止委員会」で確認する

二 利用者又は家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を施設長又は生活相談員から説明した上で、書面による確認を得て実施する

三 常に観察を行ない、前一号の要件について再検討をするものとし、要件に該当しなくなった場合には速やかに拘束を解除するとともに状態観察を継続する

第14条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果の周知徹底を図るものとする。

二 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

三 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

四 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

第15条 事業所は、職員の資質向上の為の研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

第16条 職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を、職員でなくなった後においても保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(協議)

第18条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人青葉福祉会と事業所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は平成23年7月1日から施行する。

この規程は平成25年10月1日から施行する。

この規程は平成26年1月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。